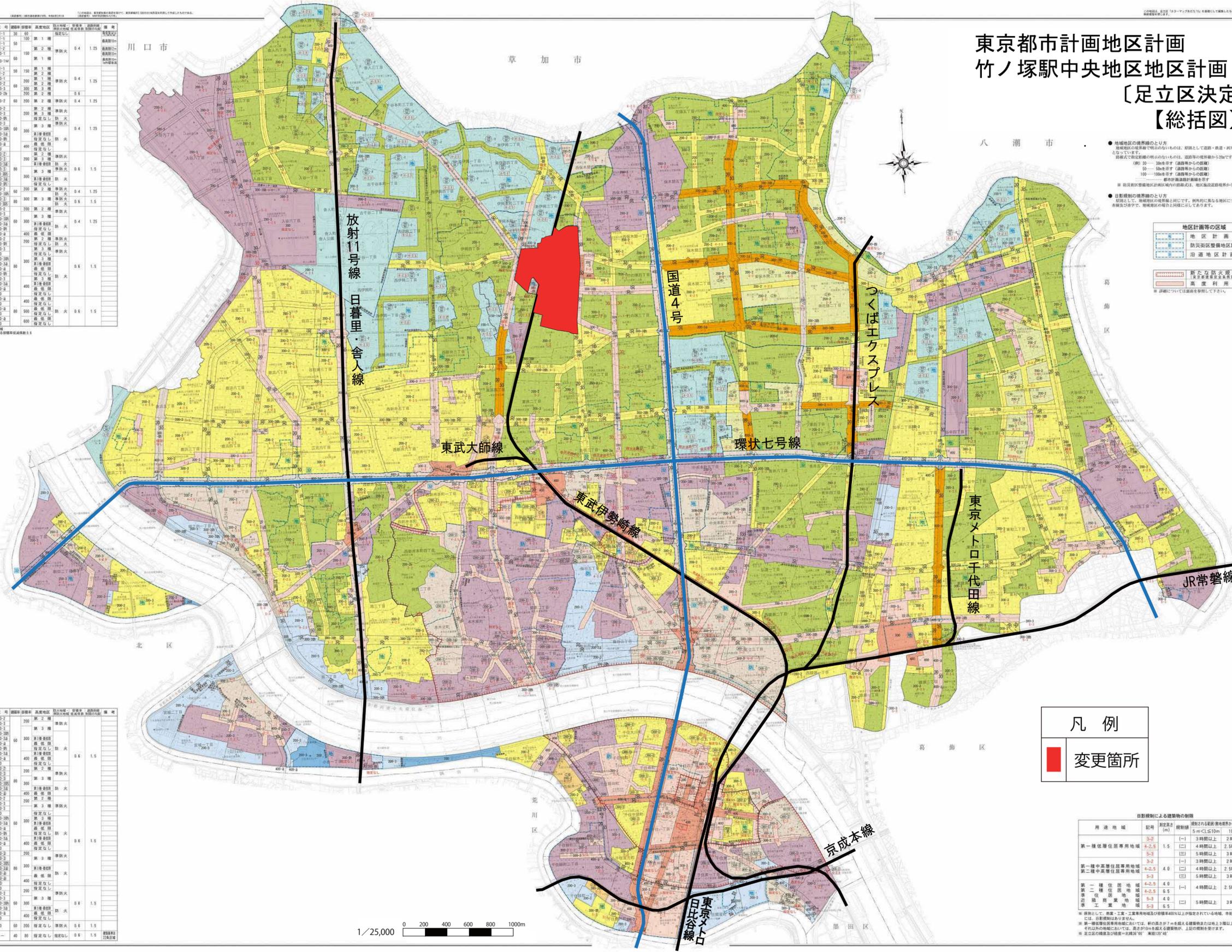


# 東京都市計画地区計画 竹ノ塚駅中央地区地区計画 〔足立区決定〕 【総括図】

- 地域地区の境界線とし、地域地区の境界線で明示しないものは、前面として道路・鉄道・河川等の中心線と見なす。  
 (例) 30-30を以て(道路からの距離) 30-30を以て(河川からの距離) 100-100を以て(河川からの距離)  
 ※ 都市計画地区境界線が都市計画地区の境界線とは、地味色道路境界線から20mです。
- 日照規制の境界線とし、日照規制の境界線と同じく、別所にある地区については、本図及び添付資料にて、地域地区の境界と併記して示します。



色別	用途地域地区	記号	建築制限	高度地区	防火区域	日照規制	備考
第一種住居	第一種住居専用地域	100-1	第一種	第一種	準防火	0.4	1.25
	第一種中高層住居専用地域	100-2	第一種	第一種	準防火	0.4	1.25
	第一種中高層住居専用地域	100-3	第一種	第一種	準防火	0.4	1.25
	第一種中高層住居専用地域	100-4	第一種	第一種	準防火	0.4	1.25
第二種住居	第二種住居専用地域	200-1	第二種	第二種	準防火	0.6	1.5
	第二種中高層住居専用地域	200-2	第二種	第二種	準防火	0.6	1.5
	第二種中高層住居専用地域	200-3	第二種	第二種	準防火	0.6	1.5
	第二種中高層住居専用地域	200-4	第二種	第二種	準防火	0.6	1.5
準工業	準工業専用地域	300-1	準工業	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業専用地域	300-2	準工業	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業専用地域	300-3	準工業	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業専用地域	300-4	準工業	準工業	準防火	0.6	1.5
工業	工業専用地域	400-1	工業	工業	準防火	0.6	1.5
	工業専用地域	400-2	工業	工業	準防火	0.6	1.5
	工業専用地域	400-3	工業	工業	準防火	0.6	1.5
	工業専用地域	400-4	工業	工業	準防火	0.6	1.5

色別	用途地域地区	記号	建築制限	高度地区	防火区域	日照規制	備考
準工業	準工業専用地域	300-1	準工業	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業専用地域	300-2	準工業	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業専用地域	300-3	準工業	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業専用地域	300-4	準工業	準工業	準防火	0.6	1.5
工業	工業専用地域	400-1	工業	工業	準防火	0.6	1.5
	工業専用地域	400-2	工業	工業	準防火	0.6	1.5
	工業専用地域	400-3	工業	工業	準防火	0.6	1.5
	工業専用地域	400-4	工業	工業	準防火	0.6	1.5

凡例  
■ 変更箇所

日照規制による建築物の制限

用途地域	記号	制限高さ (m)	制限距離	見られる前面(側面)からの距離 (L)
第一種住居専用地域	100-1	30	(-) 3時間以上	2時間以上
	100-2	42.5	(-) 4時間以上	2.5時間以上
	100-3	50	(-) 5時間以上	3時間以上
	100-4	50	(-) 5時間以上	3時間以上
第一種中高層住居専用地域	200-1	42.5	(-) 4時間以上	2.5時間以上
	200-2	50	(-) 5時間以上	3時間以上
	200-3	50	(-) 5時間以上	3時間以上
	200-4	50	(-) 5時間以上	3時間以上
第二種住居専用地域	300-1	42.5	(-) 4時間以上	2.5時間以上
	300-2	50	(-) 5時間以上	3時間以上
	300-3	50	(-) 5時間以上	3時間以上
	300-4	50	(-) 5時間以上	3時間以上

※ 原則として、商業・工業・工業専用地域及び用途率40%以上の指定されている地域、市街化調整区域には、日照規制はありません。  
 ※ 第一種住居専用地域等においては、前面の高さが7mを超える建築物または高さ3層以上の建築物、それ以外の地域においては、高さ10mを超える建築物が、上記の制限を要しません。  
 ※ 足立区の特長及び特長「北埼玉」を「減額10%」

